

令和6年第6回大竹市教育委員会

1 開催日時 令和6年6月27日（木）10時30分開始

2 会場 大竹小学校 多目的教室

3 出席及び欠席委員

教育長	小西啓二	出席
1 番	池田良枝	出席
2 番	中田美穂	出席
3 番	小城和之	出席
4 番	市川洋	出席

4 出席職員

総務学事課長	大井一徳
総務学事課	重安千陽
	横峰路子
	丸茂宣潔
	岡村篤子
生涯学習課長	川村恭彦
生涯学習課	新畑房恵

・・

【開会時刻 10時30分】

小西教育長 定足数に達していますので、これより令和6年第6回大竹市教育委員会会議を開会します。

はじめに、議事録署名委員を指名します。議事録署名委員は、大竹市教育委員会会議規則第15条第2項の規定により、小城委員を指名します。

これより本日の日程に入ります。日程第1「会期の決定について」を6月27日一日限りとします。これに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって会期は本日一日間と決定しました。

議案第12号 大竹市給食センター運営委員会委員の委嘱について

小西教育長 日程第2「議案第12号 大竹市給食センター運営委員会委員の委嘱について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 本議案は、大竹市給食センター設置条例第4条第3項の規定に基づく大竹市給食センター運営委員会委員について、令和6年6月30日の任期満了に伴い、新たに委嘱しようとするものです。このたび、大竹市給食センター運営委員会委員に委嘱しようとする方々は、大竹市給食センター設置条例施行規則第8条第1項に規定する委員のうち、（3）給食対象校の保護者代表で、大竹市PTA連合会会長の守田美智代様、小方中学校PTA会長の山本ゆか様の2名で、いずれも新任です。また、委員の任期につきましては、同規則第8条第2項の

規定により、令和6年7月1日から令和8年6月30日までの2年とするものです。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。本件を採決します。
本件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第13号 大竹市図書館条例施行規則の一部改正について

小西教育長 日程第3「議案第13号 大竹市図書館条例施行規則の一部改正について」
を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 本議案は、本規則第2章第2節個人の館外貸出し及び第3節団体の館外貸出しに関する図書貸出しカードの運用について改正しようとするものです。第8条に利用登録の内容を記載しました。また、第4項の図書貸出しカードの有効期限を廃止し、2年ごとの登録内容の確認としています。実際の運用においても2年ごとに貸出しカードの新規発行は行っておらず、登録内容に変更がなければ、使用中のカードをそのまま継続使用する運用ですので、利用者にも職員にも負担なく対応していただけたと考えます。第9条から第11条は字句等の整理となります。第12条に利用期限の代わりに利用登録の取消を加えました。これにより不要な個人情報を削除することが可能となります。第1号から第3号に該当する事例はございません。第4号の10年間利用がない場合の登録抹消については、定期的に教育長の決裁を受けて事務処理を行っていますが根拠がない中での事務処理でしたので、今回明記をしています。明記をしたことで職員の負担が少し軽減され则认为ます。また、第12条を加えましたので、旧第12条以下は、1条ずつ繰り下がり第13条から第36条となります。ここでは他に、条ずれの変更や字句の整理を行っています。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

小城委員 貸出しカードの現在の利用者数を教えてください。

事務局 現在、発行者数は15,029人です。市内在住者だけではなく、大竹市に
通勤されている方も対象になりますので多い人数になっています。

小城委員 休館日はいつですか。

事務局 現在、毎週月曜日と月末整理日といって、職員は出勤していますが、図書の
整理をする日を1日休館日としています。補足として、11月3日以外の祝日
と年末年始、その他館長が認めた場合も休館日になります。

小城委員 休館日は月曜日で固定なので、月曜日にしか休日がなく、月曜日に利用し
たいが利用できない人もいます。難しい面もあるかもしれませんが、固定しない
方が様々な利用者さんに平等に利用して貰うのだったらそういった要望にも応
える必要があるのかなと思います。

池田委員 貸出し時間は、現在どうなっていますか。

事務局 火曜日から土曜日までは午前10時から午後6時まで、日曜日は午前9時から午後5時となっております。月末の休館は、図書の整理、貸し出し返却その整理をしております。毎日開けることは難しいです。他の施設も同様ですが、祝日は休館させていただいて、施設のメンテナンスを行うこともあります。そして、職員についても労働条件や環境的なものもありますので、現状においては今の状況でやらせていただくのが良いのではないかと考えております。

小城委員 現在、月曜に固定している休館日を、例えば第2・4週目は月曜日、第1・3週目は水曜日にするなどして月曜日に来られない人に対して要望に応えるということを検討して欲しいです。

事務局 協議します。

小城委員 今回の提案理由で利用者の利便性の向上、および実態に即した内容とするというのは、その貸出しカードの内容が変わったのですか。それとも運営する側が効率化を図るために、呼称を変更されたということですか。

事務局 旧規則で実際の運用をすると、2年毎に新しいカードを発行しなければならないのですが、現場は皆さんに少しでも借りて欲しいので2年毎に確認をすることで発行したものとしていました。それでは齟齬が生じるので、今回そこを正確に運用するために、また、皆さんに理解していただけるような表現に改めたものです。

小城委員 2年に1回、自動更新。10年何も利用がなかったら処分するということですか。

事務局 はい。概ね2年に1度です。2年経過したらカードが使えなくなるのではなく、2年以上利用がない方は、貸出時に画面表示されるようになっています。その際に「以前登録された住所、連絡先等に変更はないですか。」などと確認をしています。それが概ね2年に1回です。それで代わりがなければ何も手続きなしで、そのまま本を借りて帰れるようになっているので、利用者の利便性の面では、特に変わりません。

市川委員 この一部改正については、市民に市広報等で周知されますか。

事務局 運用が変わったのかと混乱を招きかねないので今のところ考えていません。

池田委員 コロナで図書館に行けてない方もたくさんいると思うので、やはり広報等でお知らせした方が良いと思います。

事務局 貸出しカードの有効期限は今まで2年間で定めていたという情報が知られていれば、今の実情に合わせた形で運用していることを周知する必要があるのかと思います。個人情報の保護の観点からも、いつまでもずっと情報収集していくというのは適当ではありませんので、そのようなものは整理しますということで、図書館だよりなどで皆様にお知らせしたいと思っております。

小西教育長 他に質疑はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。本件を採決します。本件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。
小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

報告第18号 大竹市青少年問題協議会委員の委嘱について

小西教育長 日程第4「報告第18号 大竹市青少年問題協議会委員の委嘱について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 地方青少年問題協議会法第3条及び大竹市附属機関設置に関する条例第3条の規定に基づいて、大竹市青少年問題協議会委員を委嘱したことを報告するものです。このたび、大竹市青少年問題協議会委員に委嘱した方は、守田 美智代様です。守田様は、大竹市PTA連合会会長であり、役職交代に伴い、前任の廣實様に代わり、後任の者として就任についての承諾をいただき委嘱しました。なお、任期につきましては、大竹市附属機関設置に関する条例第6条に基づき、前任者の残任期間とすることになっておりますので、令和6年5月22日から令和7年6月30日までとなります。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。本件は報告事項です。報告のとおり承認することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

報告第19号 大竹市社会教育委員の委嘱について

小西教育長 日程第5「報告第19号 大竹市社会教育委員の委嘱について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 本議案は、社会教育法第15条及び大竹市社会教育委員条例第1条の規定に基づいて、大竹市社会教育委員として委嘱したことを報告するものです。このたび、大竹市社会教育委員に委嘱しようとする方は、守田美智代様です。守田様は、大竹市PTA連合会会長であり、役職交代に伴い、前任の廣實様に代わり、後任の者として就任についての承諾をいただき委嘱しました。なお、任期につきましては、大竹市社会教育委員条例第4条第1項に基づき、前任者の残任期間とすることになっておりますので、令和6年5月22日から令和7年5月31日までとなります。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。本件は報告事項です。報告のとおり承認することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

報告第 20 号 事務組織の変更に伴う関係訓令の整理に関する訓令の制定について

小西教育長 日程第 6 「報告第 20 号 事務組織の変更に伴う関係訓令の整理に関する訓令の制定について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 本議案につきましては、令和 6 年 3 月 26 日に制定されており、制定に当たっては、大竹市、大竹市議会、大竹市教育委員会、他の行政委員会等による合同訓令となり、緊急を要し教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないため、大竹市教育長に対する事務委任等規則第 4 条第 1 項の規定により教育長において臨時に処理しました。このため、同条第 2 項の規定により報告し、承認を得ようとするものでございます。制定の理由と内容でございますが、令和 6 年 4 月 1 日から消防本部において適切なリスク管理、事務の効率化及び消防機能の強化を図るため、新たに「予防課」を新設し、現行の消防課は「消防総務課」に名称が変更されましたので、この事務組織の変更により関係訓令の整備を行うものでございます。関係する訓令は「大竹市不当要求行為等対策要綱」と「大竹市個人情報の適正な管理のための措置に関する要綱」となります。「大竹市不当要求行為等対策要綱」では、別表第 2 に「消防課長」とあるのを「消防総務課長」「予防課長」に、また、「大竹市個人情報の適正な管理のための措置に関する要綱」では、第 5 条第 1 項中に「消防課」とあるのを「消防総務課及び予防課」に改めるものでございます。施行期日は令和 6 年 4 月 1 日となっております。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。本件は報告事項です。報告のとおり承認することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

報告第 21 号 職員の営利企業への従事等の制限の許可に関する事務取扱規程の制定について

小西教育長 日程第 7 「報告第 21 号 職員の営利企業への従事等の制限の許可に関する事務取扱規程の制定について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 本議案につきましては、令和 6 年 3 月 29 日に制定されており、制定に当たっては、大竹市、大竹市議会、大竹市教育委員会、他の行政委員会等による合同訓令となり、緊急を要し教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないため、大竹市教育長に対する事務委任等規則第 4 条第 1 項の規定により教育長において臨時に処理しました。このため、同条第 2 項の規定により報告し、承認を得ようとするものでございます。制定の理由と内容でございますが、職員は

任命権者の許可を受けなければ、営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならないと地方公務員法第38条で規定されています。本市では営利企業への従事の許可については、国家公務員の許可基準を参考にし、任意の様式で申請及び許可をしていましたが、このたび、営利企業への従事等の許可の基準、申請等を明確にし、許可の公平性・透明性を確保するため、必要事項を定めるものです。施行期日は令和6年4月1日となっております。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

市川委員 営利企業の従事制限について校内研修を年に1回はして欲しいと思っています。というのも、過去に懲戒処分になった職員がいたのですが、もし知っていたら、そういうことにならなかったと思うのです。知らないままそういう形で販売等をしているという実態がないのかということも含めて校内研修を行っていった方が良くと思います。

小西教育長 服務規律の徹底ということで、また各学校に投げかけて、これまでの事例等をもとに研修をしっかりと行っていく必要があると思います。ご意見ありがとうございます。

中田委員 公務員でありながらそういった企業へダブルワーク的に仕事をするという副業が許されていることが逆に驚きました。一般の企業でしたら、他で勤める事は禁止されていると思うのですが、就業規則でそれが認められているんだという驚きの部分があります。そもそもの部分がよく分からないので教えてください。

事務局 教育公務員に限っての話ですが例えば、教育雑誌の執筆依頼の原稿を書くことが、結局は本分の教材研究にも繋がる。当然全く違うものは、市の教育委員会の許可を得られず駄目ですとなりますが、そういった本分に関連するものはちゃんと法で認められているというところで許可をしています。

事務局 今回の規定については市の職員、会計年度任用職員が対象になりますが、許可の基準というのが第5条にそれぞれありますが、基本として、職務の遂行について支障がなく、かつその発生の恐れがない場合、職員の占めている職と当該営利企業との間に特別の利害関係がなく、かつその発生の恐れがない場合、その他全体の奉仕者たる公務員として従事することが不適当でないと認められる場合に、営利企業従事が認められるという制限があります。市の職員がどのぐらい営利企業に従事しているか把握はしていませんが、教育委員会の職員および学校関係の市会計年度任用職員の申請は、現在ありません。

小西教育長 必ずしもそういうことができる訳ではない。当然制限があって、申請を出してそこで許可を受けてということになり、許可を受ければできるということになります。

池田委員 例えば太陽光発電などについては、営利企業という意識がない場合もあるので、そういうものについても、このような書式で申請ができて、ちゃんとその書類を出せば良いということを教えてあげるといふ部分は、教職員にしても市の職員にしても必要なんじゃないかと思います。

小 城 委 員 役員、不動産、農業などいろいろな職種を考えたら、例えばご両親が亡くなって相続でアパートを受け継いで、そのまま知らず知らずのうちに名義が本人になり、実はそれがこういったケースになっているということもあります。

池 田 委 員 そういう事を知らず、そのままにしているのが怖いです。

事 務 局 この規程の制定にあたり、5月17日付けで総務部長から「職員の営利企業への従事等の制限の許可に関する許可基準について」の通知文が発出され、各職員にも周知しております。

小西教育長 しっかりと研修を積み、自らの身を守るという意味でも法令を遵守して手続きを踏んでもらうよう必ず学校にも伝えたいと思います。

小西教育長 他に質疑はありませんか。

委 員 一 同 なし。

小西教育長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。本件は報告事項です。報告のとおり承認することに異議ありませんか。

委 員 一 同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

報告第22号 職員の勤務時間等に関する訓令の一部改正について

小西教育長 日程第8「報告第22号 職員の勤務時間等に関する訓令の一部改正について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事 務 局 本議案につきましては、令和6年3月29日に内容の一部を見直しており、改正に当たっては、大竹市、大竹市議会、大竹市教育委員会、他の行政委員会等による合同訓令となり、緊急を要し教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないため、大竹市教育長に対する事務委任等規則第4条第1項の規定により教育長において臨時に処理しました。このため、同条第2項の規定により報告し、承認を得ようとするものでございます。改正の理由と内容でございます。はじめに、第9条第1項第3号の改正ですが、児童福祉法の改正により、第9条第1項第3号に規定する「情緒障害児短期治療施設」が「児童心理治療施設」に名称変更されたことにより改正するものです。続きまして、第9条第5項の改正ですが、大竹市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の改正により、子の看護休暇が「小学校就学始期に達するまで」から「中学校就学始期に達するまで」に改正されたことにより、規定を改正するものです。最後に、別表の改正ですが、こちらは公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要があるため、勤務時間、休憩時間、週休日を別に定めたものですが、これらの保育業務に従事する職員について、勤務の実態に合わせて規定を整理するものです。施行期日は令和6年4月1日となっております。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

委 員 一 同 なし。

小西教育長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。本件は報告事項です。報告のとおり承認することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。
小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

報告第23号 大竹市職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定める規程の一部改正について

小西教育長 日程第9「報告第23号 大竹市職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定める規程の一部改正について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 本議案につきましては、令和6年3月29日に内容の一部を見直しており、改正に当たっては、大竹市、大竹市議会、大竹市教育委員会、他の行政委員会等による合同訓令となり、緊急を要し教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないため、大竹市教育長に対する事務委任等規則第4条第1項の規定により教育長において臨時に処理しました。このため、同条第2項の規定により報告し、承認を得ようとするものでございます。改正の理由と内容でございます。市職員の職名にある「参与」が、これまで再任用職員の職名として一般職給料表の3級の職でしたが、あらたに役職定年職員の職名として一般職給料表の5級の職となったため、「課長補佐」の次に「参与」を加え、「副主任」の次の「参与」を削るものです。また、部長職の職名の「管理監」がこれまで規定されていなかったため、参事の次に加えるものです。あと、大竹市消防本部の組織に関する規則及び大竹市消防署の組織に関する規程が一部改正され、組織や職名の改正があったので、消防本部と消防署に関する規定を整備するものです。施行期日は令和6年4月1日となっております。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

小城委員 別表第3の改正前と改正後の対象が、略があったりごっそりなくなっているところがあります。この表がよく分からないです。

事務局 4月1日に消防本部、消防署の役職等が大幅に変わっております。例えば、階級のところの消防副士長は、改正前の職名は副主任だけでしたが、改正後には副主任のほかにも主任にも位置づけられたり、消防士長は、改正前の職名は主査にも位置づけられておりましたが、改正後の職名では主査がとれたり、このように他の職名についても階級が改正されており、別表第3は、消防本部と消防署に関する規定ですので、大幅に削除や追加などの改正が行われております。

小西教育長 他に質疑はありますか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。本件は報告事項です。報告のとおり承認することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

報告第24号 大竹市職員の人事評価実施規程の一部改正について

小西教育長 日程第10「報告第24号 大竹市職員の人事評価実施規程の一部改正について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 本議案につきましては、令和6年4月1日に内容の一部を見直しており、改正に当たっては、大竹市、大竹市議会、大竹市教育委員会、他の行政委員会等による合同訓令となり、緊急を要し教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないため、大竹市教育長に対する事務委任等規則第4条第1項の規定により教育長において臨時に処理しました。このため、同条第2項の規定により報告し、承認を得ようとするものでございます。改正の理由と内容でございますが、様式の順番を実際の人事評価の手続きや方法に合わせて、様式第1号に「組織目標設定シート」、様式第2号に人事評価記録書の「個人目標管理シート」、様式第3号から職務ごとの「能力評価シート」の順番に様式番号を変更するものです。また、消防職の能力評価シートを様式第7号として新たに追加するものです。施行期日は令和6年4月1日となっております。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

小城委員 「様式第1号から様式第7号までを削り」というのは、元々の様式を削って以下の8つの様式を加えるということですか。様式第1号から様式第7号までの7つの様式がなくなって、8つの様式で評価をするということは、評価の対象が1個増えたということですか。

事務局 組織目標設定シートを様式第1号、評価記録書が様式第2号から様式第8号までとなり、その中で新たに消防事務能力評価シートが様式第7号に加わりました。第7号以外の様式は、中身は変わっておらず、様式番号だけを変更したものとなっています。

小城委員 これまでの新旧対照表は、いろいろな部分が改正前、改正後で整合性が図れたと思いますが、今回の内容だと何がどうなったかも分からないと思います。今の説明で、もちろん働いていらっしゃる方々は分かると思いますが、我々みたいに普段関わりのない人がこういった説明を受けても理解ができない。7つの様式がなくなって8つの様式になったのかという、ただ単純にどれがなくなって、改正後どれが加わるかというシンプルに分かる方が資料としては良いと思う。

事務局 様式が8つある中で、様式第7号が消防職員能力評価シートになっています。今までは、消防職員も一般職行政職と同じ様式で評価をしていたのですが、今回、消防で独自の能力評価シートを新しく作ったものです。それ以外の様式は中身が変わっていません。今回様式の改正について新旧対照表はありませんでしたが、今後は補足資料を作成して配付するなど分かり易い説明の仕方を心がけたいと思います。

小西教育長 他に質疑はありますか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。本件は報告事項です。

報告のとおり承認することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

小西教育長 以上をもって、本日の日程は全て終了しました。

なお、本日の会議の議事録を作成するに当たり、各議題の審議内容について、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を会議の議長に委任されたいと思います。異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、字句、数字、その他の整理は、議長である教育長で行います。

これにて、令和6年第6回大竹市教育委員会会議を閉会します。

【閉会時刻 11時36分】

.....